

富田林市交通会議について

目次

- 富田林市交通会議の概要について
- 富田林市地域公共交通計画 概要版(改訂第2版)
- レインボーバス時刻表
- 富田林市交通会議設置要綱

○富田林市交通会議の概要について

1. 目的

富田林市交通会議設置要綱に基づき、主に下記の協議を行います。

- ①本市の交通政策の推進等に関する協議
- ②道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議

2. 任期について

- ①任期：2年（ただし、再任を妨げない。）
- ②任期途中で交代があったとき⇒前任者の残任期間

3. 会長及び副会長について

- ①会 長：委員の互選
- ②副会長：委員の中から会長が指名

4. 会議について

- ①会長が交通会議を招集し、会長が議長を指名します。
- ②参加要請があれば出席をお願いします。ただし、委員が会議に出席できない場合等は、代理者の出席をもって当該委員の出席とすることがあります（参加要請応諾義務）。
- ③議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。
- ④交通会議は、原則公開です（会議録も公開の対象で、市ウェブサイト等に掲載されます）。
- ⑤緊急性のあるものや軽微な事項などの審議については、書面により交通会議を開催する場合があります。

5. 分科会について

- ①会議事項について特に専門的に協議する必要がある場合に設置
- ②交通会議委員のほか交通会議が必要と認めた者をもって組織

※ 現在設置している分科会

- レインボーバスのあり方検討分科会

6. 協議結果の取扱いについて

交通会議において協議が調った事項については、構成員がその結果を尊重する義務（協議結果尊重義務）があります。

7. 事務局について

交通会議の庶務（事務局）は、交通政策室において行います。

8. これまでの経緯について

- 平成24年8月 市長の附属機関として「富田林市交通会議」の設置
- 令和元年8月 「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく法定協議会の設置
- 令和2年11月 「レインボーバスのあり方検討分科会」の設置
- 令和5年3月 「富田林市地域公共交通計画」策定

9. 今後の交通会議の運営について

法定協議会のメリットを生かして、本市の地域公共交通の活性化を目指していく中で、主に下記のことについて検討していきます。

- 地域公共交通計画に基づく、地域公共交通施策の検討

令和5年3月に策定した「富田林市地域公共交通計画」をもとに、国の地域公共交通確保維持事業※1について、令和7年度事業から活用し、本市地域公共交通施策を展開していきます。

※1 地域公共交通確保維持事業とは、国土交通省が路線バス等の地域公共交通の確保・維持等を目的とした補助制度です。

令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、地域にとって当該住民の生活に必要な路線については、「富田林市地域公共交通計画」に位置付けることが必要となり、令和7年度事業から活用しています。

- 交通不便地域における公共交通サービスの検討

市内に複数ある交通不便地域について、地域・交通事業者・行政が相互に連携を図りながら、地域住民が主体となって、地域特性に応じた新たな地域公共交通の導入について検討していきます。

※ 現在、取り組んでいる地域

- 藤沢台七丁目地域（平成29年度～）
- 彼方上地区（平成30年度～）
- 南旭ヶ丘町（令和5年度～）

- レインボーバスについて

レインボーバスは、平成5年より運行を開始し、市内の公共施設等への移動など、利便性向上のための運行内容の変更を行ってきましたが、特に金剛・金剛東地区において、既存の路線バスとの輻輳や、路線バスより安価な運賃設定がされており、本市の交通政策の課題となっております。

令和5年9月1日に路線バスとの輻輳が特に激しい区間の運行の取りやめや、路線バスとの運賃格差是正のために路線バスの初乗り運賃と同額へ値上げを行うなどの運

行内容の改定を行いました。

令和５年１２月２１日より、金剛自動車株式会社のバス事業廃止に伴い、金剛ふるさとバス東條線において通勤・通学需要等に対応するよう、富田林駅前～金剛連絡所前間で運行するレインボーバスの一部時間帯において、当該車両を活用して補完運行を行っている状況です。

令和７年１２月、東條線での補完運行に目途が立つ見込みであることから、富田林駅前～金剛連絡所前間の運行内容について、従来どおりの時間帯での運行に復帰できるよう、引き続き本市交通会議で議論していきます。

● 富田林駅～金剛駅間の路線バスにおける移動円滑化

本市内の東西の交通需要を把握し、その需要をもとに東西交通の必要性を検証するため、近鉄バス株式会社及び南海バス株式会社にご協力いただき、近鉄富田林駅と南海金剛駅の間を急行バスで結ぶ社会実験を平成２４年１０月１日から１２月３１日の期間で行いましたが、既存路線への配慮等もあり、利用者数は伸び悩む結果となりました。さらに、再検証を行うため、平成２５年９月１日から１１月３０日まで、再度運行時間帯や運行便数を拡大し、ノンストップにて運行を行いましたが、利用者数は伸び悩みました。

一定数ある東西の交通に対する要望、及び東西間の移動については地域公共交通計画の課題の一つとなっていることから、引き続き検討を行った結果、既存の路線バスを活用した乗継割引の実証実験を令和７年９月１日から翌年２月２８日までの期間で行うこととなりました。



富田林市地域公共交通計画 概要版(改訂第2版)



計画期間:令和5(2023)~令和9(2027)年度 計画区域:富田林市全域

策定の背景と目的 (本編P.1)

本市では、“交通”に関連する各種計画と整合を図り、交通の分野に属する施策を優越して位置付けるマスタープラン「富田林市交通基本計画」を平成24(2012)年に策定しました。その後、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、交通事業者との協議や地域との勉強会を行ってきました。また、令和2(2020)年には、国との協定による「地域連携サポートプラン」の提案を受けたこともあり、市民、交通事業者、行政がともに支える公共交通ネットワークの実現をめざすことを目的として「富田林市地域公共交通計画」を策定するものです。

本市における地域公共交通の課題 (本編P.48)

ア.誰もが利用しやすい地域公共交通サービスの実現	イ.市民が円滑に移動するための地域公共交通ネットワークを維持・活性化	ウ.自動車に依存しない生活環境・移動環境の構築
エ.地域特性に応じた移動サービスの構築	オ.交通手段(主体)ごとの適正な役割分担	カ.市民(地元企業含む)・交通事業者、行政の連携

目指すべき将来像と基本的な方針 (本編P.71、76、77)

目指すべき将来像	すべての市民が安全に安心して快適に移動できるまち		
基本方針	I 誰もが安心・安全・快適に生活するための地域公共交通ネットワークの形成	II 地域特性に応じた多様な地域公共交通サービスの導入	III 地域公共交通への理解醸成と利用
			IV 地域住民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通サービスの維持

評価指標ならびに目標値 (本編P.85、86)

計画の推進に向け、以下の目標値を設定します。

基本方針	評価指標		現状	目標値
I	サービスレベル	鉄道駅の数(駅)	7	7
		停留所の数(停留所) ※レインボーバスを除く	91	91
	利用者数	7駅の乗降者数(人/日、千人以下切上げ)	87,000(2018年度) 69,000(2021年度)	79,000
		市内で運行される路線バスの利用者数(人/年、千人以下切上げ)	3,839,000(2019年度) 2,897,000(2021年度)	3,456,000
	収支率 (運行費用に対する運賃収入割合)	市内で運行される路線バスの収支率	45.4%(2023年度)	49.4%
II	交通不便地域の数(箇所)		8	5
	地域公共交通に対する行政負担額、及び路線バス以外の地域公共交通サービスに対する行政負担額(円/年、千円以下切上げ)		165,268千円 (2024年度予算額)	165,268千円
	移動手段の満足度の割合(%)		86%	90%
	高齢者や障がい者等に対する研修等の実施		0	1
III	市内で運行される路線バスサービスの認知度(%)		49.1	70.0
	市内で運行される路線バスサービスの利用頻度(%)		42.8	60.0
IV	その他の輸送資源である送迎輸送から地域公共交通へ移行する団体等の数		1	2

地域公共交通の将来ネットワーク (本編P.79、80、81)

位置づけ		モード	役割
地域公共交通	広域幹線	鉄道	地域公共交通ネットワークの骨格を形成し、都市圏を超える移動や、市内の拠点間の移動等について、生活、観光等で多面的に支える。
	地域内幹線	路線バス水色	近鉄富田林駅及び近鉄喜志駅を発着地とし、地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成する路線であり、市域を超える移動を中心に、生活、観光等で多面的に支える。
	地域内幹線	路線バス緑色	広域幹線・地域内幹線に接続する支線であり、住民生活に係る移動を中心に、観光移動もあわせて支える。
	地域内支線	路線バス青色	近鉄富田林駅及び近鉄喜志駅を発着地とし、地域公共交通ネットワークの第2の骨格を形成する路線であり、生活、観光等で多面的に支える。
	その他バス路線	路線バス・コミュニティバス紫色	近鉄富田林駅および南海金剛駅を発着地とする支線であり、金剛・金剛東地区における住民生活に係る移動を中心に支える。
	面的交通	タクシー	本市内の主要な公共施設を循環する支線であり、住民生活に係る移動を中心に支える。
その他	補助的交通	地域の輸送資源	地域公共交通を補完する交通手段として各種施設利用者の移動を支える。
		地域主導の公共交通	地域特性に応じて地域主導で導入を検討するものであり、主に交通不便地域内での移動を支える。
	福祉交通	福祉交通	身体的条件等により、地域公共交通や自家用車等での移動が難しい方の移動を支える。

○ネットワークの考え方

既存の地域公共交通ネットワークを基本としつつ、交通手段ごとの役割の明確化により利便性および効率性の向上を図ります。

※交通不便地域:鉄道駅から500m以上、バス停留所から300m以上離れた地域(市内8か所が該当)のことをいいます。



(本市内の鉄道の例)



(本市内の路線バスの例)



(本市内の交通不便地域の例)



目指すべき姿を実現するための事業メニュー



基本的な方針Ⅰ 誰もが安心・安全・快適に生活するための地域公共交通ネットワークの形成 (本編P.88、90、92)

近年の車社会の進展や人口減少、少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化などを背景に、地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。そのため、すべての市民にとって、安心・安全な移動環境が提供できるよう、既存の地域公共交通ネットワークの維持、及び、よりきめ細やかな地域公共交通ネットワークの形成に、行政と事業者が一体となった視点から取り組みます。

Ⅰ－A 東西の都市拠点を結ぶ幹線バス軸の形成

○取組内容(例)

- 路線バスの乗り継ぎ割引制度の導入
 - 近鉄富田林駅と南海金剛駅間等の本市東西交通の円滑化
- MaaSへの取組の推進
 - 多様なモビリティサービスの組み合わせ方針やMaaSアプリ等の活用方策の検討

※MaaS(Mobility as a Service): 移動ニーズに対応し、鉄道やバス等の複数の公共交通等を最適に組み合わせる検索、予約、決済等を行うサービス

Ⅰ－C 隣接市町村との連携による公共交通サービスの形成

○取組内容(例)

- 他市町村との連携強化
 - 広域的な視点で、地域公共交通の活性化及び利便性向上施策の推進
- 民間路線バスに対する適切な支援体制の構築
 - 国等の補助事業を活用した支援の実施



(市域を跨ぐ路線を有する路線バス)

Ⅰ－B 鉄道駅周辺における取組との連携

○取組内容(例)

- 都市機能集約と地域公共交通の連携
 - 富田林市立地適正化計画に基づくまちづくりとの連携
- 鉄道駅を拠点としたまちづくりの推進
 - バリアフリー化による歩いて暮らせるまちづくりの推進
 - 「金剛地区施設等再整備基本構想」に基づく魅力的なまちづくりの推進



(WALK AROUND KONGO～あるく、くつろぐ、めぐる一日～)

基本的な方針Ⅱ 地域特性に応じた多様な地域公共交通サービスの導入 (本編P.96、97)

勾配の大きい地域や交通不便地域など、需要も含め、それぞれで必要とされるサービスは異なります。本計画では、鉄道、路線バス、タクシーの他、施設送迎サービス等も含め、交通手段(主体)ごとの適正な役割分担に配慮しつつ、地域とともに、地域の実情にあった移動手段のあり方を考え、今後高まる地域公共交通への期待に応える多様な交通サービスの実現に取り組めます。

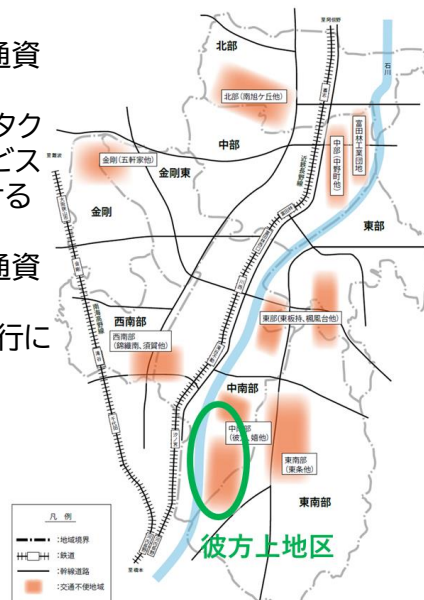
Ⅱ－A 地域主導の地域公共交通の導入

○取組内容

- 地域特性に応じた新たな交通資源の導入検討
 - 地域住民主体による乗合タクシー等の新たな交通サービス導入を検討し、本市におけるモデルケースを確立
- 地域特性に応じた新たな交通資源の導入支援
 - 地域主導型交通の本格運行に向けた支援の実施



(地域主導型交通の例: 彼方上地区/上セブン号)



(彼方上地区では、住民の長年に渡る取組の結果、2022年度に「上セブン号」の実証運行を実施)

Ⅱ－B 高齢者等の移動支援の推進

○取組内容

- 高齢者の免許返納の推進
 - 広報誌やウェブサイトを用いた周知及び移動しやすい環境づくり
- 高齢者や障がい者等への移動支援
 - 運賃割引や運賃補助及びバリアフリー化等の推進
- 地域の輸送資源の活用
 - 福祉部局等との連携による地域の輸送資源の活用方策の検討



(地域の輸送資源の例)

基本的な方針Ⅲ 地域公共交通への理解醸成と利用 (本編P.99、100)

本市では、複数の交通事業者によって、面的な交通サービスが提供されているものの、自動車を中心としたライフスタイルが定着している現状があります。そのため、住民が地域公共交通に関心を持ち、さらには、利用したいと思うことができる情報発信を積極的に実施します。また、一方的な情報発信だけではなく、市民と一緒に考え、地域公共交通を育て、より良くしていくための取組も進めます。

Ⅲ－A 地域とともに地域公共交通のあり方を考える場の創出

○取組内容(例)

- エコ通勤の推進
 - 市民や企業等へのエコ通勤の展開
- 交通安全講習会等との連携
 - 地域公共交通のあり方を検討する機会の創出



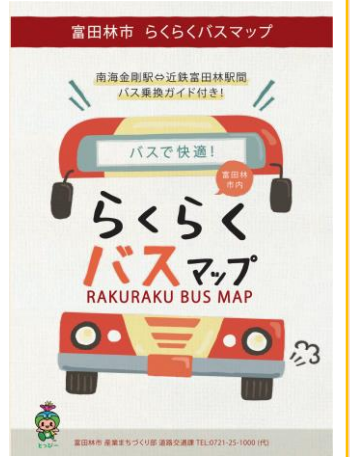
(地域の移動を考えるワークショップの例)

Ⅲ－B 地域公共交通の必要性や乗り方に関する情報発信

○取組内容(例)

- 鉄道や路線バスなどの地域公共交通の利用促進機会の創出
 - 高齢者や子ども向けの乗り方教室等の実施
 - 観光部局と連携したイベントとを活用した利用促進
- バスマップの刷新
 - 商業施設や観光施設等の情報を盛り込んだマップへの刷新

(富田林市 らくらくバスマップ)



基本的な方針Ⅳ 地域住民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通サービスの維持 (本編P.102、103、104、105)

本計画では、本市内を運行する無料送迎バス等も含めて、改めて地域の移動手段のあり方や役割分担を考える必要があります。また、地域公共交通サービスの維持のためにも、また、地域公共交通の活用を検討する方策へ転換するためにも、地域住民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通サービスの維持を目指します。

Ⅳ－A 既存の地域公共交通を活用するための仕組みづくりの構築

○取組内容(例)

- 既存の交通資源の維持・活性化
 - 交通事業者によるMaaSへの取組やキャッシュレス化の支援及び運賃補助の実施
- 乗継利便性の向上
 - 交通結節点における自転車駐車場、デジタルサイネージ等の整備
- 地域公共交通を補完する移動手段の確保
 - コミュニティサイクル等の新たなモビリティサービスの導入の検討

Ⅳ－C 路線バスの輻輳の解消を目的としたレインボーバスの見直し

○取組内容(例)

- 運行ルート、運賃の見直し
 - 路線バスとの競合解消のため、運賃格差等の見直しを検討
- 財源の効率化
 - レインボーバスの見直しにより確保した財源を、他の公共交通施策へ活用



(本市を運行するレインボーバス)

Ⅳ－B バス停の改良と民間活力を活用した維持管理

○取組内容(例)

- バス停留所の環境改善
 - バス停上屋の設置
 - やひと休みベンチ施策の推進
 - バス停留所のバリアフリー化推進
- 民間企業等との連携強化
 - バスマップによる広告収入等の確保



(近鉄喜志駅前におけるバス待ち環境整備の例)

Ⅳ－D 地域公共交通と施設送迎バスとの役割分担による地域公共交通ネットワークの再構築

○取組内容(例)

- 市民のニーズの把握
 - 施設送迎バス利用者を対象とした調査の実施
- 地域公共交通と施設送迎バスの役割の明確化
 - 施設送迎バスのルート見直しや路線バスとの統合の検討
- 施設送迎バスにおける補助金等財源のあり方の検討
 - 財源効率化を目的とした、各種施設との連携強化及び地域公共交通の活用を促進

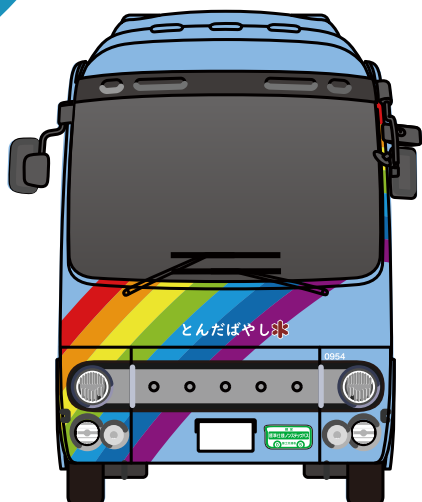


(路線バスによるPL病院への乗り入れの例)



—市役所や市内の公共施設へのお出かけに—

「レインボーバス」をご利用下さい！



●土・日曜日、祝日も運行(年末年始を除く)

●大人1回170円

(PiTaPa・ICOCA等の交通系ICカードがご利用できます。)

料 金

大人(中学生以上)	1回170円
小人(小学生) 幼児(1歳～就学前)	1回 90円
乳児(1歳未満)	無料
身体障がい者手帳もしくは療育手帳をお持ちの大人	1回 90円
// 小人・幼児	1回 50円

(2023年12月21日改定)

※第1種の手帳をお持ちの方は、介護人1名も割引料金
※大人1人につき幼児1人無料

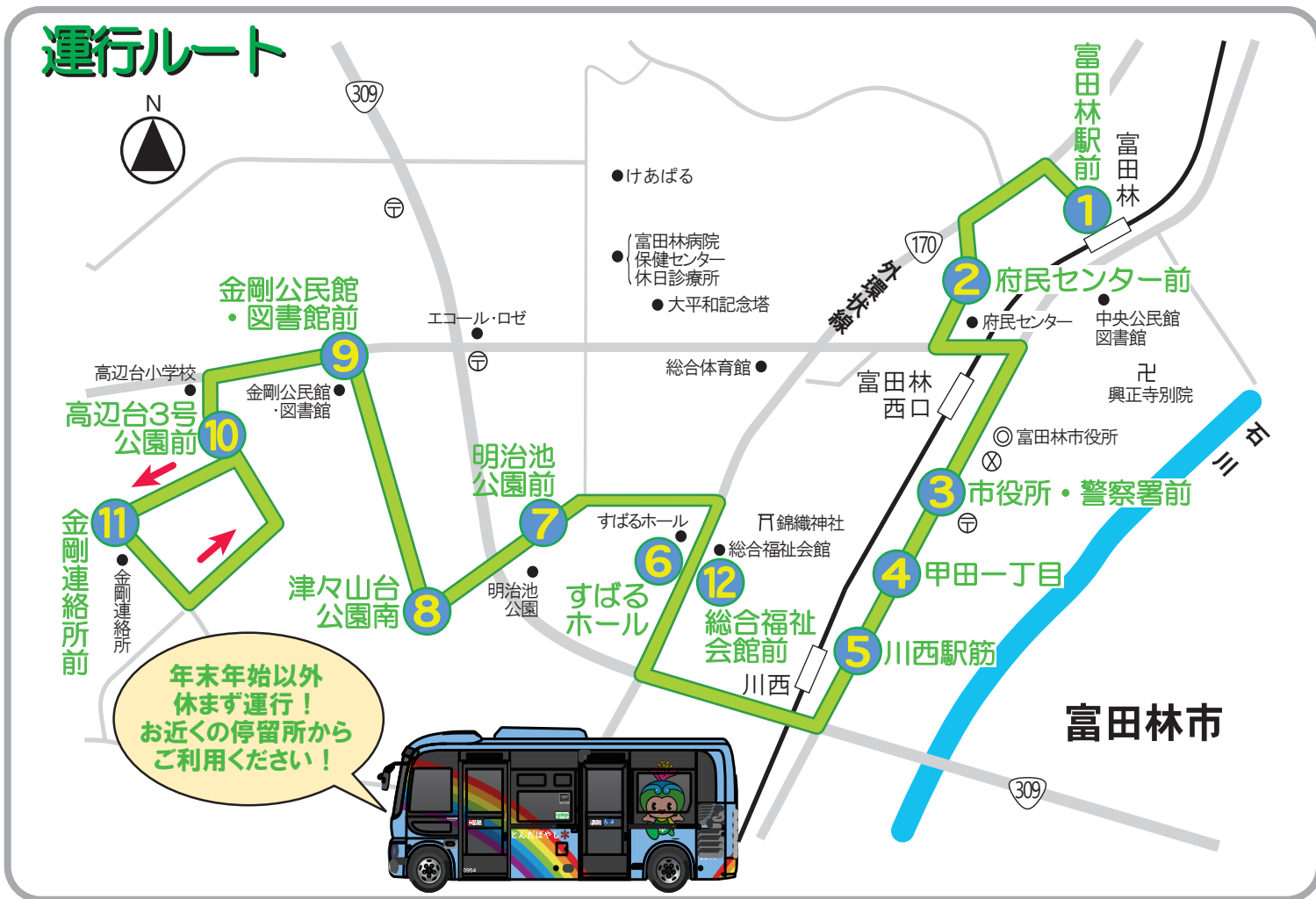
金剛連絡所方面行き	停留所名	1 便	2 便	3 便
	①富田林駅前	9:30	11:00	13:00
	②府民センター前	9:33	11:03	13:03
	③市役所・警察署前	9:36	11:06	13:06
	④甲田一丁目	9:37	11:07	13:07
	⑤川西駅筋	9:38	11:08	13:08
	⑥すばるホール(総合福祉会館)	9:45	11:15	13:15
	⑦明治池公園前	9:49	11:19	13:19
	⑧津々山台公園南	9:50	11:20	13:20
	⑨金剛公民館・図書館前	9:53	11:23	13:23
	⑩高辺台3号公園前	9:56	11:26	13:26
	⑪金剛連絡所前(着)	9:59	11:29	13:29

※バスは『金剛連絡所前』で折り返し富田林駅方面へ向かいます。

富田林駅方面行き		10:01	11:31	13:31
	⑪金剛連絡所前(発)	10:01	11:31	13:31
	⑩高辺台3号公園前	10:04	11:34	13:34
	⑨金剛公民館・図書館前	10:08	11:38	13:38
	⑧津々山台公園南	10:10	11:40	13:40
	⑦明治池公園前	10:11	11:41	13:41
	⑫総合福祉会館前(すばるホール)	10:15	11:45	13:45
	⑤川西駅筋	10:19	11:49	13:49
	④甲田一丁目	10:20	11:50	13:50
	③市役所・警察署前	10:21	11:51	13:51
	②府民センター前	10:23	11:53	13:53
	①富田林駅前	10:28	11:58	13:58

近鉄バス株式会社

運行ルート



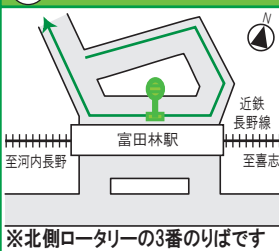
停留所のご案内



…停留所の位置



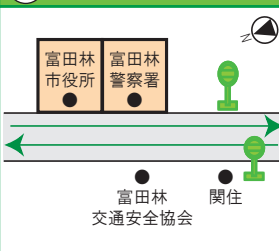
1 富田林駅前



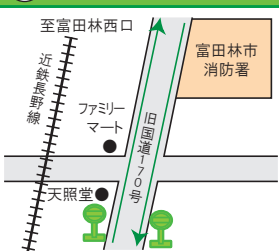
2 府民センター前



3 市役所・警察署前



4 甲田一丁目



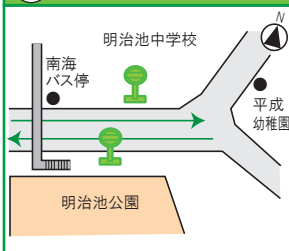
5 川西駅筋



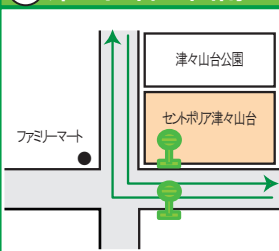
6 すばるホール(総合福祉会館)



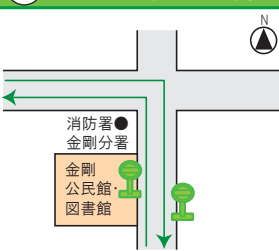
7 明治池公園前



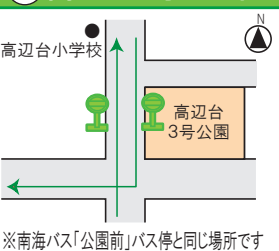
8 津々山台公園南



9 金剛公民館・図書館前



10 高辺台3号公園前



11 金剛連絡所前



12 総合福祉会館前(すばるホール)



(2023年12月21日改定)

【お問い合わせ】近鉄バス(株)八尾営業所 TEL.072-949-4681(8:30~20:00)
富田林市役所 TEL.0721-25-1000

富田林市要綱第16号

富田林市交通会議設置要綱

(設置)

第1条 富田林市交通会議（以下「交通会議」という。）は、本市の交通政策の推進等に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 富田林市交通基本計画等に基づく本市の交通政策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富田林市長が指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する者
- (4) 大阪府公安委員会が指名する者
- (5) 道路管理者が指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその運転者が組織する団体

- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長は、委員の中から副会長を指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故で欠けたとき、又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長がこれを招集し、会長が議長を指名する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に交通会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 交通会議は、原則公開とする。

7 会長は、交通会議の議案が緊急を要するものその他会長が軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって交通会議に代えることができる。

(分科会等)

第7条 会長は、第2条の所掌事項に関して、必要に応じて分科会等を設置することができる。

2 分科会等は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、道路交通担当課において行う。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監事を2名置く。

2 監事は、交通会議の出納監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）の定めるところによる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(富田林市交通会議設置要綱の廃止)

2 富田林市交通会議設置要綱（平成24年富田林市要綱第78号）は、廃止する。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる交通会議の招集は、市長が行う。